

# 令和5年度地籍調査のお知らせ

日頃より千代田区政に、ご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。区では平成18年度から国土調査法に基づき区内において「地籍調査」を順次実施しております。今年度は、下記の調査地域で実施いたします。調査地域における対象の土地所有者の皆様には、1月上旬頃から順次お立会いの依頼文を送付いたしますので、道路と所有する土地との境界（筆界）の確認について、ご協力をお願いいたします。

なお、区担当部署に加え、下記の委託会社と事業を行ってまいりますので、宜しく願います。

## 記

### 1 地籍調査とは

土地の戸籍調査とも言われ、土地の情報（所有者・面積・地番・境界等）を明らかにする基本的な調査であり、国土調査法に基づき全国で実施されています。

千代田区では、道路と皆様の土地の境界（筆界）を先行して確認する手法で地籍調査を進めています。

### 2 地籍調査の効果

○災害復興の迅速化、土地取引の円滑化など

### 3 実施内容

区が調査・測量を行い、設定した道路と皆様の土地との境界について、現地にて区担当者と各土地所有者様とでお立会いのもと、確認を行います。

確認後、ご了承いただければ調査票に署名・捺印（後日でも可能）をお願いします。

### 4 調査区域と対象者

○調査地域 岩本町一丁目・二丁目・三丁目の各一部（地図の赤枠内）

○対象者 調査区域内の公道（区道、国道など）に接する土地所有者の皆様



### 5 同封の資料

○「令和5年度の地籍調査について」1部

### 6 お問い合わせ先

千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 財産管理係 担当 樋口  
電話 03-5211-4234 (直通) FAX 03-3264-4792  
Mail machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp

昭和株式会社(区委託会社) 担当 飯田・三品  
電話 048-957-7554 (直通)